

ゆがわそんえいぼち
湯川村営墓地について

- ◇墓地の名称：湯川村営墓地
- ◇墓地の所在地：湯川村大字勝常字西49番2、同49番3
- ◇墓地の面積：1,968㎡
- ◇墓所の区画数：48区画
- ◇墓所区画の面積：5㎡（間口2m×奥行2.5m）
- ◇墓所の永代使用料：（村民）25万円、※（村民外）40万円
- ◇墓所の管理料：3,140円／年
- ◇合葬墓^{がっそうぼ}：1箇所
- ◇合葬墓の使用料（1体）：（村民）5万円、※（村民外）7万5千円
- ◇駐　　車　　場：普通乗用車：身障者用2台、一般用31台、マイクロバス：2台

墓所を使用できる者

- 湯川村民（第6条第1項）
- 湯川村民外（規則第3条）①村に墓がある者
 - ※村民を代理人に選定し　②村に本籍がある者
なければならない　　③その他村長が必要と認める場合
 - ＊代理人は使用権者に代わり義務を代行しなければならない。
- *村外居住者の特例（規則第4条）
本村に住所を有する者が死亡し、その祭祀を主宰する者が村民外でも村民とみなす。

合葬墓を使用できる者

- 村に1年以上住所又は本籍があつて死亡した者の祭祀の主宰者（第6条第4項）
- ※使用料の免除：申請者が生活保護を受けている又は村長の特認（規則第14条）

墓所の使用許可の取り消し（第9条）

- ①墓所の承継者が3年以上いない⇒村長が合葬墓に改葬後、原状に復して返還<<不還付>>
- ②管理料を3年間納入しない ⇒ 原状に復して返還<<不還付>>
- ③違反した使用をしたとき ⇒ 原状に復して返還<<不還付>>

<<使用料の還付>>

- ◎ 次の場合を除き、使用料は返還しない
- ☆ 使用・未使用に関わらず、返還時期が許可後1年未満の場合は、使用料の80%を還付する

墓所の使用許可の申請（規則第2条）

- ① 申請者の住民票の写し（世帯全員の本籍、続柄記載のもの）
- ② 代理人承認申請書を提出する方は「代理人の住民票の写し」

墓碑等の施設の制限（規則第13条第1項）

- ① 墓碑等の高さは、地盤面（使用する区画の前の通路の中央の面をいう。以下同じ。）から2.6メートル以内とすること。
- ② 周壁の高さは、1.0メートル以内とすること。ただし、塔婆立組込みの場合は、1.5メートル以内とする。
- ③ 納骨所は、地下又は墓碑等の施設の土台部分（地盤面から1.6メートル以内の箇所）に設けること。
- ④ 樹木等の植栽は行わないこと。
- ⑤ 墓所の区画で東側（駐車場に接した区画）は、東向きに建てられますが、その他の区画はすべて南向きの建墓となります。

墓碑等の建設の申請（規則第13条第2項）

- ① 設計書、設計図書（位置図・平面図・姿図）、碑文

埋蔵等の手続き（規則第10条）

- ① 焼骨の埋蔵・改葬届に「火葬許可証」を添付してください。